

[事案 2022-285] 転換契約無効請求

・令和5年9月28日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換により転換前契約が消滅することを認識していなかったことを理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

従前の終身保険等（転換前契約）を令和5年5月に組立型保険に転換したが、以下等の理由により、転換を無効とし、転換前契約を復旧してほしい。

- (1) 募集人は、転換前契約の解約返戻金を本契約の保険料に充当すること、ならびに転換前契約が消滅することを説明しなかった。
- (2) 終身保険の解約返戻金を年金として受け取るつもりであったが、転換により掛捨ての保険になってしまった。募集人は不利益になる重要事項を故意に説明しなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から、子供がいないので死亡保障は不要であり、大病の際一時金が全くないことが不安であると聞いたので、転換制度を利用した本契約を提案した。
- (2) 本契約の申込手続の際、募集人は、設計書を用いて、転換前契約が消滅すること、転換価格が本契約の保険料の一部になること、10年後の次回更新時には保険料が上がることを説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。